

## 近畿圏建設計画について

### 1. 計画の位置づけ

近畿圏整備法では、既成都市区域(京阪神)の近郊に、既成都市区域が無秩序に膨張することを極力排除するとともに、過大都市と直結する交通通信等の連絡施設の整備を行い、計画的な宅地開発を中心として育成整備を図るべき区域として近郊整備区域を設定し、また外縁部には都市開発区域として、積極的に工業都市、住宅都市等を開発し、人口と産業の定着を促す区域を設定している。

そこで、近畿圏整備計画の実効性を高めるため、これらの区域の中期的な計画として関係自治体が自ら地域の具体的な整備指針を示すものとして、建設計画が位置づけられている。

### 2. 建設計画の性格

建設計画は、基本整備計画に基づく各政策区域ごとの開発整備に関し、施設の整備等の事項についてその大綱を定める計画であり、各府県が作成し、国土交通大臣が同意するものである。また、建設計画に基づく一定の事業については、首都圏等財特法に基づく財政上の特別措置が講じられる。なお、府県の計画作成事務は自治事務となっている。

※ 関係法令

近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(第3条、第4条)

首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(第3条、第4条)

### 3. 新計画の策定について

建設計画は、昭和40年代前半に第一次計画を策定して以来、7度策定されている。今般、平成13年度から17年度末までの現行建設計画の終了予定を受け、計画期間を18年度から概ね5年間を計画期間とする新たな計画を策定することとして作業に着手している。

なお、今般の国土総合開発法等の改正を受け、国土形成計画の策定に伴い、当該建設計画の基本となる現行の近畿圏整備計画の見直しが必要となるため、計画期間中での変更等もあるものとして作業を行っている。

### 4. 計画の対象区域

① 近郊整備区域(計画的に市街地として整備する必要がある区域(4区域))

京都地区、大阪地区、兵庫地区、奈良地区

② 都市開発区域(工業都市、住居都市その他の都市として開発することを必要とする区域(6区域))

福井敦賀区域、琵琶湖東部区域、京都中丹区域、播磨区域、和歌山区域、伊賀区域

### 5. 策定手続

(1)関係府県知事による関係市町村長との協議

(2)関係府県知事による建設計画の国土交通大臣への協議

(3)国土交通大臣による関係行政機関の長との協議

(4)国土交通大臣による国土審議会近畿圏整備部会の意見聴取

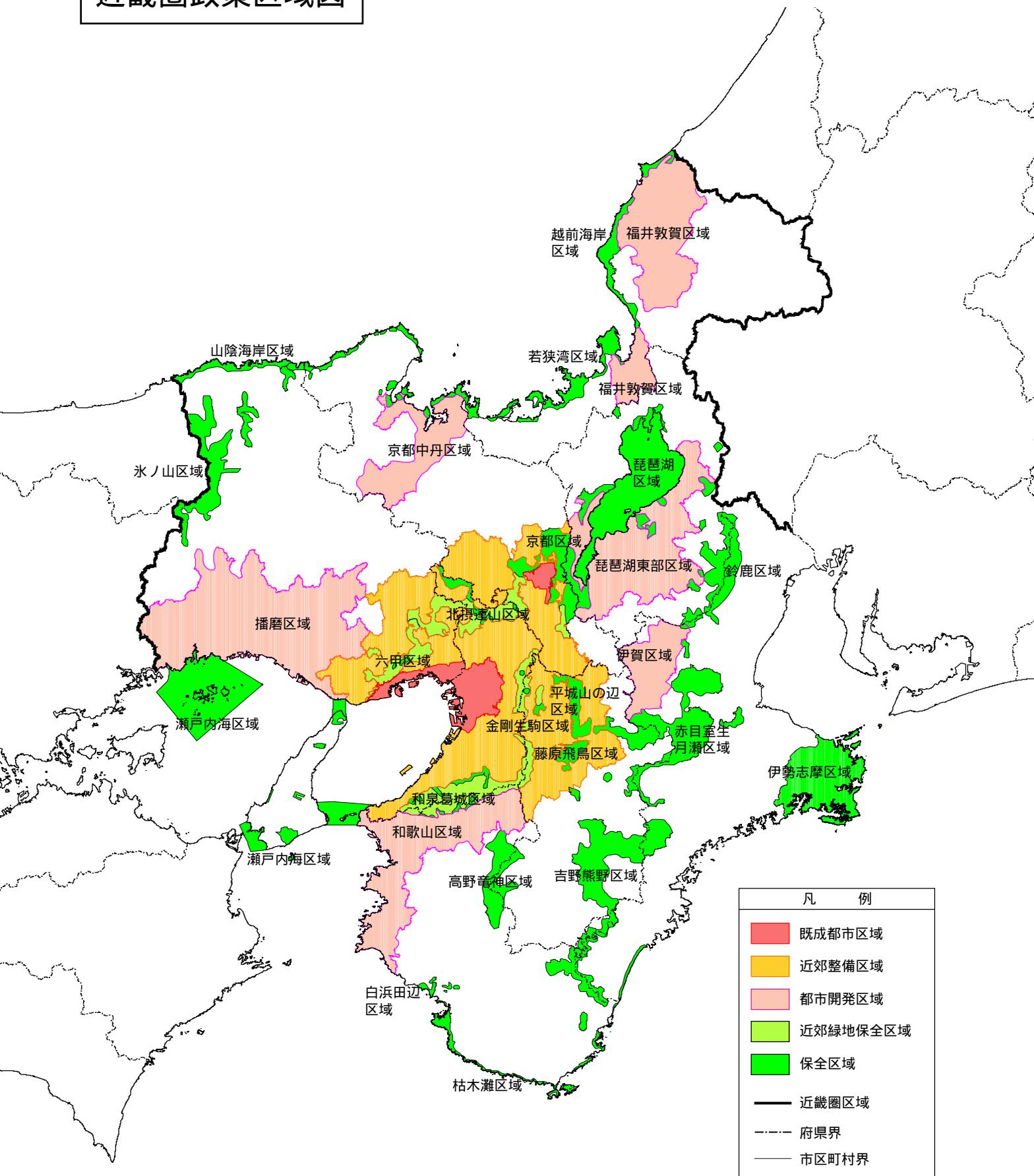
(5)国土交通大臣による同意

(6)国土交通大臣による建設計画の関係行政機関の長への送付

<参考>関係法令

○近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(第3条、第4条)

# 近畿圏政策区域図



## 各近郊整備区域及び都市開発区域にかかる次期建設計画の基本方針

区域名	次期建設計画策定の基本方針(各府県案)
京都地区 近郊整備区域建設計画 (京都府)	広域交通ネットワークの整備・充実 安全かつ機能性・快適性に優れ、環境に配慮した秩序ある都市の形成促進 京阪神大都市地域との活発な交流による、地域の活性化、産業振興 地域の豊かな自然環境や地域文化を活用した広域的な都市農村交流活動の促進 関西文化学術研究都市の諸機能と有機的な連携を踏まえた地域整備の推進
大阪地区 近郊整備区域建設計画 (大阪府)	既存ストックを有効活用した産業・文化などの都市機能集積 アジアとの交流も視野に入れた、人・モノ・情報交流・連携の強化 身近な生活圏の安心、安全の確保と災害に強いまちづくり ニュータウンの空き住宅の増加、オールドタウン化への対応 国際競争力維持のための広域交流インフラ(道路、空港、港湾)の整備
兵庫地区 近郊整備区域建設計画 (兵庫県)	ユニバーサル社会の構築 災害への対応・減災社会の構築 都市緑化の推進 郊外ニュータウンの再生 参画と協働のまちづくりの拡大
奈良地区 近郊整備区域建設計画 (奈良県)	豊富な歴史・文化・自然とふれあい、こころの豊かさが実感できる「歴史文化国際交流ゾーン」の形成 安全で快適に暮らせる住み良い生活環境の確保 総合的な交通ネットワークの形成、高度情報通信基盤整備の推進 起業しやすい環境づくり、地域の特性を活かした産業の振興 保健・医療・福祉の連携及びサービスの充実、子供が健やかに育つ快適な環境づくりの推進
福井敦賀区域 都市開発区域建設計画 (福井県)	県民が誇りを持てるふるさとづくり 産学官連携の強化、先端的なものづくり技術の開発 高速交通体系ならびに福井市中心部の整備 安全・安心の確保、エネルギーの総合的な研究開発拠点化 「一人ひとりの命が輝く福祉」の実現、災害に強い県土づくり、治安の回復
琵琶湖東部区域 都市開発区域建設計画 (滋賀県)	持続可能な発展を続ける社会の構築 琵琶湖の総合保全を中心とした環境保全 環境と調和のとれた開発整備 広域的な交流機能の強化 地域の特性(環境、健康・福祉、観光等)を活かした新しい産業の振興
京都中丹区域 都市開発区域建設計画 (京都府)	裾野の広い経済基盤に立脚した北近畿をリードする中核的な都市圏の形成 高速交通網の整備による、京阪神大都市地域との時間距離の短縮、域内移動利便性の向上 京都舞鶴港の機能充実、国際交流拠点の形成 環日本海交流の積極的な推進による地域の活性化 中心市街地の活性化
播磨区域 都市開発区域建設計画 (兵庫県)	ユニバーサル社会の構築 災害への対応・減災社会の構築 人と自然との健全な関係の構築 新しい科学技術の産業化 多自然居住の支援と交流基盤の一層の充実
和歌山区域 都市開発区域建設計画 (和歌山県)	「開かれた和歌山」を実現する交通・情報通信ネットワークの形成 環境と調和した高次都市機能の集積促進と産業の活力創造 都市との交流による農山漁村振興と定住の促進 歴史文化資源と豊かな自然を活用した観光の振興 「最小不安社会」を実現する災害対策と安全・安心なまちづくり
伊賀区域 都市開発区域建設計画 (三重県)	近畿圏・中部圏との広域ネットワークの形成 産業集積と地域の特色を生かした産業振興 豊かな自然や歴史文化資源を生かした地域づくり 資源循環型社会の構築と快適なまちづくり 安全・安心を実感できる災害に強い地域づくり